



## こんな時お支払いはどうなるの??

みなさんこんにちは。4月から、子どもの医療費が「窓口無料化」(自己負担金を除く)になりましたが、**受診の都度、子ども医療費受給者証を提示しないと、その場で助成が受けられません。**

そこで今回は、保険証や子ども医療費受給者証がないと、お支払いはどうなるかについてお伝えします。(敦賀市の場合)

### ① 保険証も受給者証もある場合

☆0歳～就学前までは**無料**

☆小学1年生～中学3年生までは1医療機関につき**500円/月**



### ② 保険証だけある場合

☆0歳～就学前までは**2割負担**

☆小学1年生～中学3年生までは**3割負担**

※一旦、2割か3割の医療費をお支払い頂きます。

領収書・子ども医療費受給者証・印鑑をもって  
**市町窓口で医療費の払い戻しの手続き**をして頂きます。



申請のあった医療費が、後日指定の口座に振り込まれます。

### ③ 受給者証だけある場合

一旦、**自費**でお支払い頂きます。受給者証の確認ができていますので、保険証を持って来られた時は、

☆0歳～就学前までは**全額返金**します。

☆小学1年生～中学3年生までは自費でお支払い頂いた分から**500円の診療費を差し引いた分を返金**します。

### ④ 保険証も受給者証もない場合

一旦、**自費**でお支払い頂きます。受給者証の確認ができていないので、保険証を持って来られた時は、

☆0歳～就学前までは自費でお支払い頂いた分から**2割の診療費を差し引いた分を返金**します。

☆小学1年生～中学3年生までは自費でお支払い頂いた分から**3割の診療費を差し引いた分を返金**します。



領収書・子ども医療費受給者証・印鑑をもって、**市町窓口で医療費の払い戻しの手続き**をして頂きます。

→申請のあった医療費が、後日指定の口座に振り込まれます。



☆お願い☆ 来院されてから受給者証などを自宅に取りに帰られると、他の患者さまの診察の遅れにつながりますので、ご遠慮願います。